



学び直して、高卒認定試験にチャレンジしませんか

子ども・若者のための 高卒認定チャレンジ応援事業



高卒認定試験に合格すると、大学・短大・専門学校への進学、就職、資格試験など、みなさんが活躍できるチャンスが広がります！

世田谷区では、高卒認定試験合格を目指す子ども・若者を応援するために、講座の受講料、受験料などの費用をサポートします

高卒認定について
くわしくは、裏面の
二次元コードをみて
ください

対象者

次の(1)～(4)すべてにあてはまる子ども・若者が対象です

- (1) 世田谷区に住んでいる
- (2) 申請年度に、16歳～39歳になる方
※ 平成22(2010)年4月1日～
昭和62(1987)年3月31日生まれ
- (3) 申請年度よりも前に、大学入学資格を有したことがない
※ たとえば…中卒の人・高校を中退した人
- (4) 次のア～エのいずれかにあてはまる
 - ア) 生活保護を受けている家庭
 - イ) 住民税の所得割が非課税の家庭
 - ウ) 児童扶養手当、児童育成手当、就学援助
(全費目)のいずれかを受けている家庭
 - エ) ア～ウと同じくらいの所得水準にある家庭



申請者は、高卒認定試験を受験する子ども・若者本人です。

ただし、18歳未満の場合は保護者の同意書または保護者からの申請が必要です。

対象経費

- (1) 高等学校卒業程度認定資格取得のための講座の入学金・授業料(通信・通学含む)
- (2) 参考書・問題集等の購入費用
- (3) 受験料

※すでに入金完了したもの、購入済のものが対象です。未払いの場合は申請できません。

給付額

上限30万円

一度試験に不合格だった場合も、
上限額に達するまでは何度でも
申請してチャレンジすることができます！



- ※ 対象経費ごとの上限ではなく、認定資格取得までにかかったすべての費用の上限です。
- ※ 「世田谷区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の支給を受けている/受ける予定の場合は、その支給額を30万円から差し引いた金額が上限額となります

手続きの流れ

1 申請

申請者// 高卒認定試験の合格を目指す子ども・若者本人です
(18歳未満の場合は、保護者の同意書の提出または、保護者からの申請が必要です)

提出書類//

書類	様式・例
申請書兼請求書	様式は、世田谷区ホームページからダウンロードできます ※ オンラインで申請する場合は提出不要です
対象経費の内容がわかる書類	講座のパンフレット、受講申込書の写し、購入した参考書等の写真、 受験願書・履歴書の写しなど
支払いの確認ができる領収書等	入学金・授業料の納入通知書、参考書等の領収書、受験料の収入印紙など ※納入通知書・領収書の名義は本人に限ります
受取を希望する口座情報がわかる書類	通帳のコピー、キャッシュカードのコピー ※ 申請者本人の口座に限ります (保護者の口座は指定できません) ※ ゆうちょ銀行の場合、通帳のコピーを提出してください。

申請方法// オンライン、郵送または窓口

申請期限// 令和9(2027)年2月26日(金曜日)まで

※3月中に支払いをするものも申請ができます。
詳しくは、下記担当まで早めにお問合せください



オンライン申請
はこちら

2 結果のお知らせと振り込み

審査結果をお知らせします。対象と認められた場合は、申請者本人の口座に振り込みます

《支給時期》 申請受付から3週間程度 ※書類に不備がある場合は、3週間以上かかります

3 実績報告

今年度の受講結果や、今後の予定などを、オンライン・郵送または窓口にて報告してください。

詳しい報告方法や期日は、別途対象者へお知らせします。

参考リンク

文部科学省ホームページ
(高等学校卒業程度認定試験)



高卒認定
については
こちら

世田谷区ホームページ
(高卒認定チャレンジ応援事業)



担当(問い合わせ・申請先)

世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課 子ども・若者高卒認定チャレンジ応援事業担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 世田谷区役所西棟3階

電話番号：03-5432-2569

受付時間：平日 8時30分～17時15分(祝・休日・年末年始除く)

2026(令和8)年度版